大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をこ こに公布する。

令和2年7月15日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第50号

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則の一部を改正する 規則

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則(令和2年大和市規則第29 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「報酬規則」という。」を削る。

第2条中「条例」を「大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年大和市条例第4号。以下「報酬条例」という。)」に改め、「会計年度任用職員」の次に「(以下「病院会計年度任用職員」という。)」を加える。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(特に必要と認める割増報酬)

第3条 病院会計年度任用職員が大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和36年大和市条例第17号。以下「特殊勤務手当条例」という。)第13条第1項に規定する作業に従事したときは、同条第2項に規定する額を7時間45分で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。)にその従事した日の正規の勤務時間を乗じて得た額を、報酬条例第11条の規定に基づき割増報酬として支給する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。 (新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事した場合の割増報酬の特例)

2 第3条の規定にかかわらず、病院会計年度任用職員が、特殊勤務手当条例附則第3項又は第4 項に規定する作業に従事したときは、同条の規定に準じて支給するものとする。

別表中第28号を第29号とし、第7号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

7	病院事務補助員	1, 018
---	---------	--------

別表備考第2項中「第26号」を「第27号」に、「第28号」を「第29号」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日(次項において「施行日」という。)から施行し、改正後の大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則(以下「改正後の規則」という。)附則第2項の規定は、令和2年4月1日(次項において「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 施行日前に大和市立病院に勤務する事務補助員として任用された会計年度任用職員は、改正後の規則別表第7号の病院事務補助員として任用されたものとみなす。この場合において、当該会計年度任用職員には、改正後の規則附則第2項の規定を適用日から適用する。

(報酬等の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の大和市立病院の会計 年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則又は大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償 及び期末手当に関する条例施行規則(令和2年大和市規則第12号)の規定に基づき支給された 報酬等は、改正後の規則の規定に基づく報酬等の内払とみなす。